

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中
← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」における検討結果を踏まえた認定調査及び介護認定審査会における留意事項等について

計16枚（本紙を除く）

Vol.129

平成22年2月2日

厚生労働省老健局老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(介護認定係・内線3944)
FAX：03-3595-4010

事務連絡
平成22年2月2日

各都道府県及び市区町村等介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」における検討結果を踏まえた
認定調査及び介護認定審査会における留意事項等について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。去る1月15日に開催された「第4回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」（以下「検討会」という。）において、平成21年10月以降の要介護認定の状況について、別紙1のとおり取りまとめられたところです。

については、下記の事項に留意されるようお願いいたします。

記

1. 要介護認定方法の見直しに伴う再申請等の勧奨について

平成21年4月から9月までに新規に要介護認定申請を行った方（以下「新規申請者」という。）については、平成21年10月9日付け事務連絡「10月以降の要介護認定等の方法の見直しに伴う再申請等の勧奨及び状況の把握」において、特に①非該当と判定された方、②ご本人の認識よりも軽度（重度）に判定されたと申し出られた方に対して、それぞれ再申請や区分変更申請の勧奨を行うようお願いしたところです。

検討会では、再申請等の勧奨の実施率が一部の地域で低いと指摘された（別紙2）ことから、新規申請者に再申請や区分変更申請ができる旨を周知していない場合は、それらの申請の勧奨を行っていただきますよう改めてお願いいたします。

2. 研修の充実及び認定調査、介護認定審査会における留意点の周知について

検討会では、

- ・ 認定質問窓口への問い合わせ状況をみると、特記事項の適切な記載がポイントとなる内容についての質問が多くを占めている（別紙3）

- ・ 認定調査員への研修における説明状況をみると特記事項の記載についての重点的な説明が徹底されていない（別紙4）
 - ・ 研修において、特記事項について十分な説明が行われている自治体では非該当及び要支援1の割合は、過去3年とほぼ同等となっている（別紙5）
- ことから、より充実した研修の実施と特記事項の活用について改めて周知することが指摘されました。

については、昨年8月に配布したDVD等を一層活用いただくとともに、認定調査員及び介護認定審査会委員等の関係者に対し、以下の点に留意されるよう改めて周知徹底をお願いいたします。なお、別紙6の例については、特殊な例ではなく、特記事項の記載の考え方について示した例であり、各調査項目において、以下の留意点に従って行うよう周知徹底をお願いいたします。

（留意点）

1. 認定調査員は、特に軽度者への認定調査に当たっては、「介助されていない」や「ない」等の選択肢を選択する場合でも、実際に介護の手間が発生している場合には、特記事項に介護の手間と頻度を記載する。
2. 認定調査員は、実際に発生している介護の手間が選択肢の選択基準に含まれていない場合は、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。
認定調査員は、いずれの認定調査項目にも当該介護の手間に対応した項目が設定されていない場合には、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。
3. 特に、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目等について実際の介護の手間が発生しているかどうかについて確認を行い、実際に介護の手間が発生している場合は、特記事項に、その手間及び頻度について記載すること。
4. 認定審査会は、上記のように認定調査員が記載した特記事項等を用いて、必要な場合には、一次判定結果の変更（重度変更及び軽度変更）を行うこと。
特に、一次判定で要支援1等の軽度と判定されたケースで、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目の特記事項等に着目して、一次判定の変更の必要性について検討すること。

平成 21 年 10 月からの要介護認定方法の見直しに係る検証について

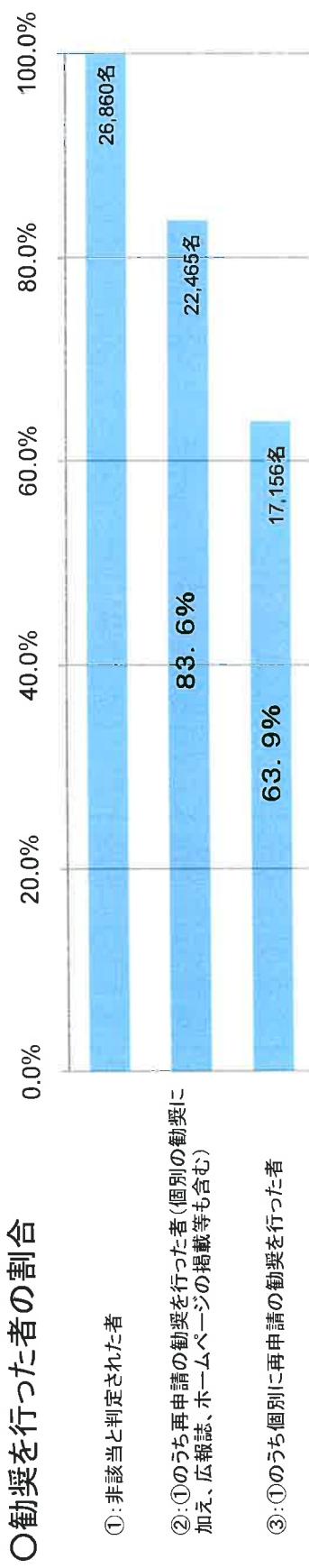
平成 22 年 1 月 15 日
要介護認定の見直しに係る検証・検討会

- (1) 平成 21 年 7 月 28 日に開催された、第 3 回の要介護認定の見直しに係る検証・検討会では、昨年 4 月の要介護認定方法の見直しにより、非該当者及び軽度者の割合が増加したこと等を踏まえ認定調査員テキストを修正し、修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すべきとした。
- また、厚生労働省に対し、見直し後の要介護認定の実施状況について、本検証・検討会に報告するよう求めた。
- (2) 本検証・検討会の指摘を受けて、厚生労働省において、認定調査員テキストが修正され、市町村への情報提供や調査員等に対する研修が行われた上で、昨年 10 月より市町村等において新たな方法による要介護認定が開始された。今回、その実施状況について、厚生労働省から報告があった。
- (3) まず、昨年 4 月から 9 月までに新規に要介護認定申請を行い、非該当者となった方等に対し、市町村から再申請等を勧奨した結果、より適切な要介護認定となった。
- 4 月からの見直しで影響があった方に対し、厚生労働省、自治体等の適切な連携により、迅速な対応が図られ、要介護認定の現場が概ね安定したことについては、一定の評価ができる。
- (4) 次に、要介護認定のバラツキについては、全体的に相当程度小さくなっていることから、平成 21 年 4 月以降の見直しによって、要介護認定のバラツキを抑えるという制度改正の目的は一定程度達成できたと考えられる。
- (5) ただし、要介護度別の分布については、昨年 4 月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、概ね同等の分布となったものの、過去 3 年と比べて一部の軽度者の割合が若干大きくなっていることも事実である。
- (6) 本検証・検討会としては、これらの結果や、特記事項の活用が不十分であると思われる状況などを踏まえ、厚生労働省に対し、今後、各自治体等においてより充実した研修が実施されるよう対応を徹底するとともに、認定調査及び介護認定審査会における特記事項の活用について改めて周知することを求めたい。
- (7) 以上により、平成 21 年 4 月に行われた要介護認定の見直しに伴う混乱については、ほぼ終息し、本検証・検討会の目的は概ね達成できたものと判断し、本検証・検討会は、今回で終了することとする。
- (8) なお、今後の要介護認定のあり方等については、介護保険制度全般の見直しに向けた議論の方向性を待って、公開の場で議論を進めていくことが適当である。

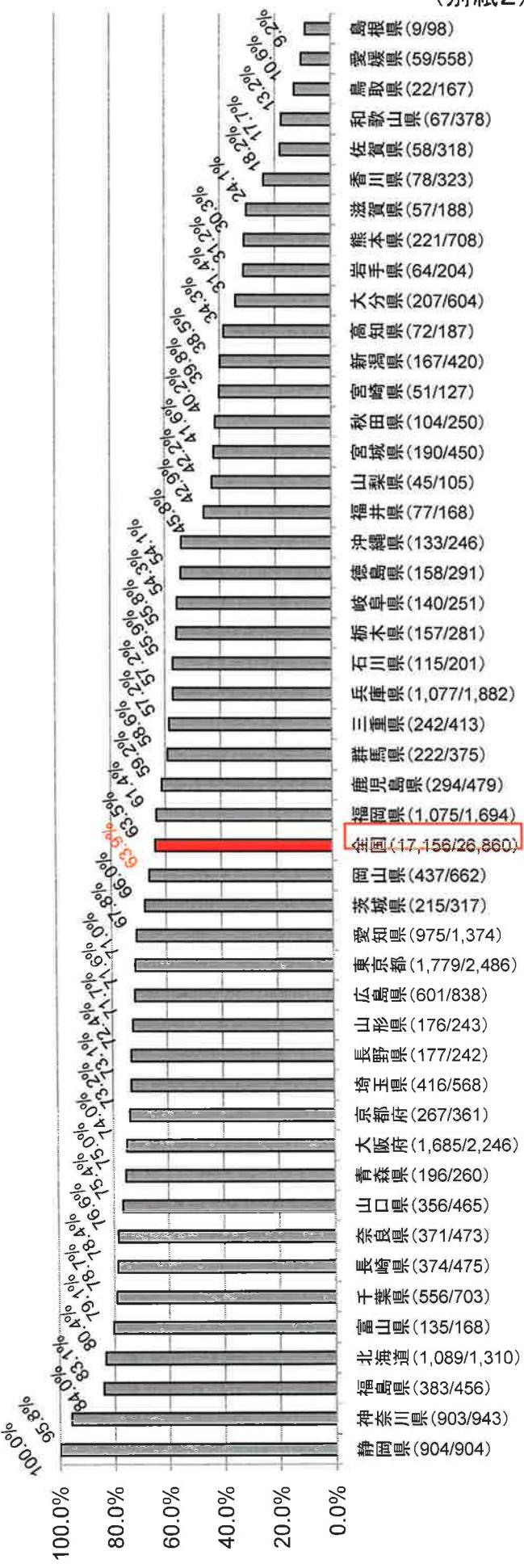
10月以降の要介護認定等の方法の見直しに伴う再申請の状況について

- 平成21年4月～9月に新規に申請し、非該当と判定された者のうち、市町村等が個別に再申請の勧奨を行った者の割合は63.9%であった。ホームページや広報誌等で周知を行った者を含めると83.6%であった。

※ 平成21年11月20日までに勧奨を行った者の状況について、平成21年10月9日～11月30日に調査を行い、さらに個別の勧奨、ホームページ・広報誌等での周知のいざれも行っていない市町村等に対して、改めて勧奨を依頼し、平成22年1月5日までに勧奨を行った者の状況について、平成21年12月15日～平成22年1月5日に調査を行い、両調査の合計を集計した。



○個別に再申請の勧奨を行った者の割合(都道府県別)



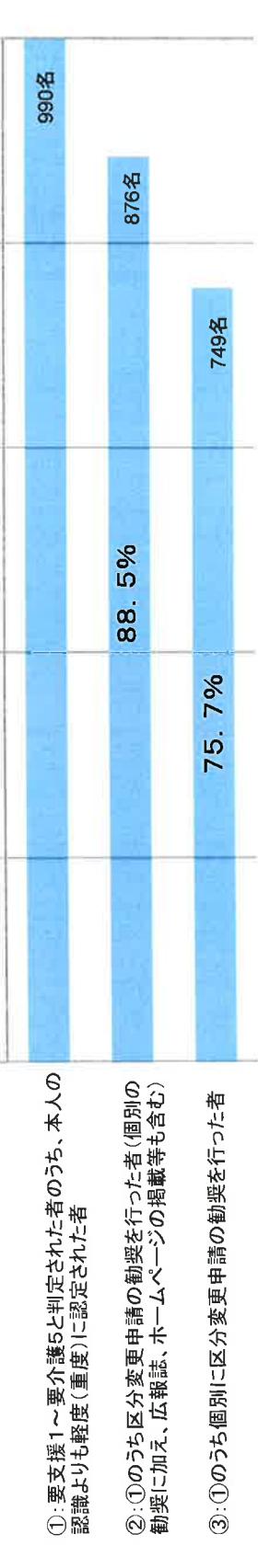
(別紙2)

10月以降の要介護認定等の方法の見直しに伴う区分変更申請の状況について

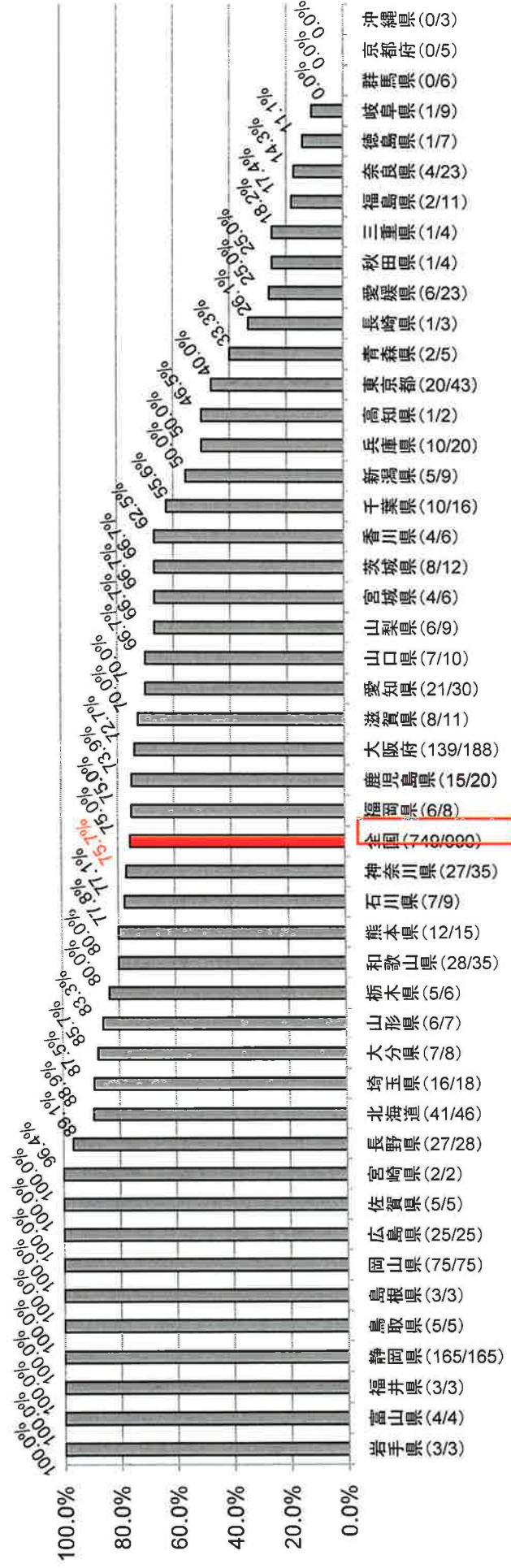
- 平成21年4月～9月までに新規に申請し、要支援1～要介護5と判定され、本人の認識よりも軽度(重度)に認定された者のうち、市町村等が個別に区分変更申請の勧奨を行った者を含めると88.5%であった。

※ 平成21年11月20日までに勧奨を行った者の状況について、平成21年10月9日～11月30日に調査を行い、さらに個別の勧奨、ホームページ・広報誌等での周知のいざれも行っていない市町村等に対して、改めて勧奨を依頼し、平成22年1月5日までに勧奨を行った者の状況について、平成21年12月15日～平成22年1月5日に調査を行い、両調査の合計を集計した。

○ 勧奨を行った者の割合



○ 個別に区分変更申請の勧奨を行った者の割合(都道府県別)



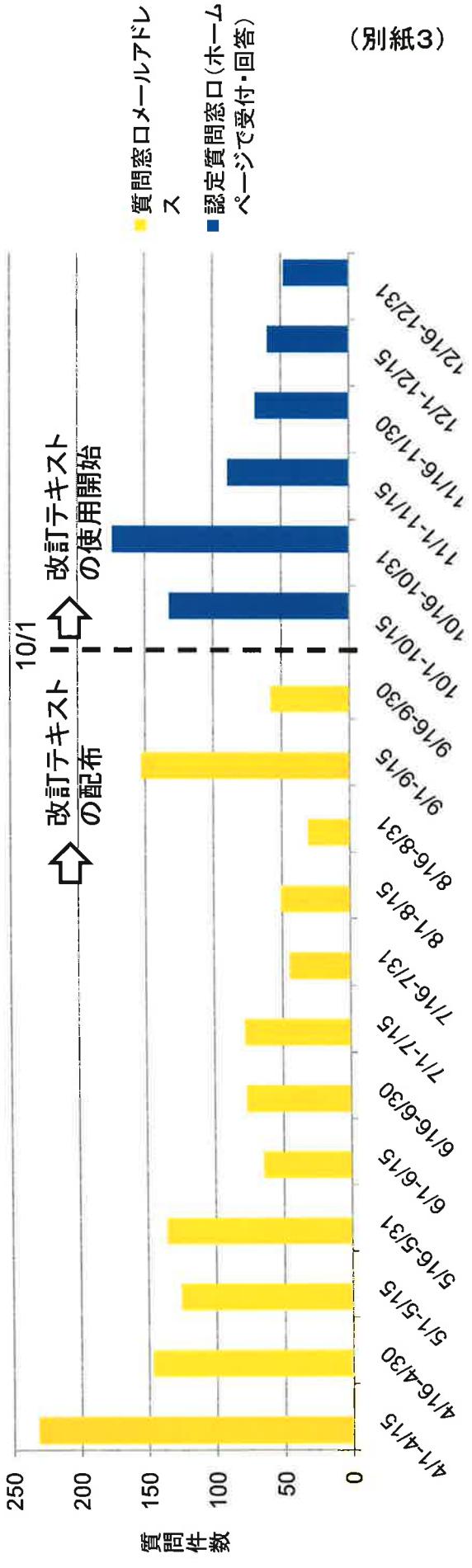
認定質問窓口に寄せられた問い合わせ等について

- 要介護認定方法の見直しに係る問い合わせ等に関する質問窓口アドレスを3月19日に開設したが、10月1日からは、より迅速な回答を行うことを目的に、ホームページ上での質問及び回答できるようにした。
- 開設後の質問受付状況は、4月以降の3ヶ月間の数の推移に比べて、改訂版テキストの使用が開始された10月以降は問い合わせの数が減少傾向となつた。
- 10月～12月の問い合わせ件数のうち、特記事項の適切な記載がポイントとなる内容についての質問が、約半数を占めた(570件中282件)。

○問い合わせ数の推移

受付時期	4月1日～6月30日	10月1日～12月31日
自治体数	172ヶ所	147ヶ所
件 数	<u>783件</u>	<u>570件</u> (内、「 <u>特記事項の適切な記載</u> 」がポイントとなる質問が <u>282件</u> (49.5%))

質問窓口に寄せられた質問件数の推移(参考)



(別紙3)

特記事項の適切な記載がポイントとなる質問の例

実際の介助が、選択肢の選択基準に含まれているかどうかについての質問(252件)

質問例①

1—10「洗身」について
洗身行為は介助が行われていないが洗身時の転倒防止のため見守っている場合、見守り目的が調査項目の定義に記載される行為の見守り(洗身がきちんとできているかの見守り)でない場合でも、「見守り」を選択して良いか。

質問例②

2—4「食事摂取」について
基準では、食事中に「常時」見守りを行っている場合に「見守り」を選択することなどなっているが、1回の食事の中には、食事中に「常時」見守りをしている場合のように、「見守り」の基準に含まれているかどうかの判断に難しい場合でも、「見守り」を選択してよいか。



基準に従って「介助されていない」を選択するが、特記事項に、実際に行われている介護の手間にについて記載する。

実際の介護の手間を、選択肢の選択によって反映することができない場合の質問(30件)

質問例③

「幻視・幻聴」によって、「部屋の隅に人がいる」、「山の向こうから、(死んだはずの)夫が降りてくる」等、と発言しているが、どの項目で調査すればよいか。

質問例④

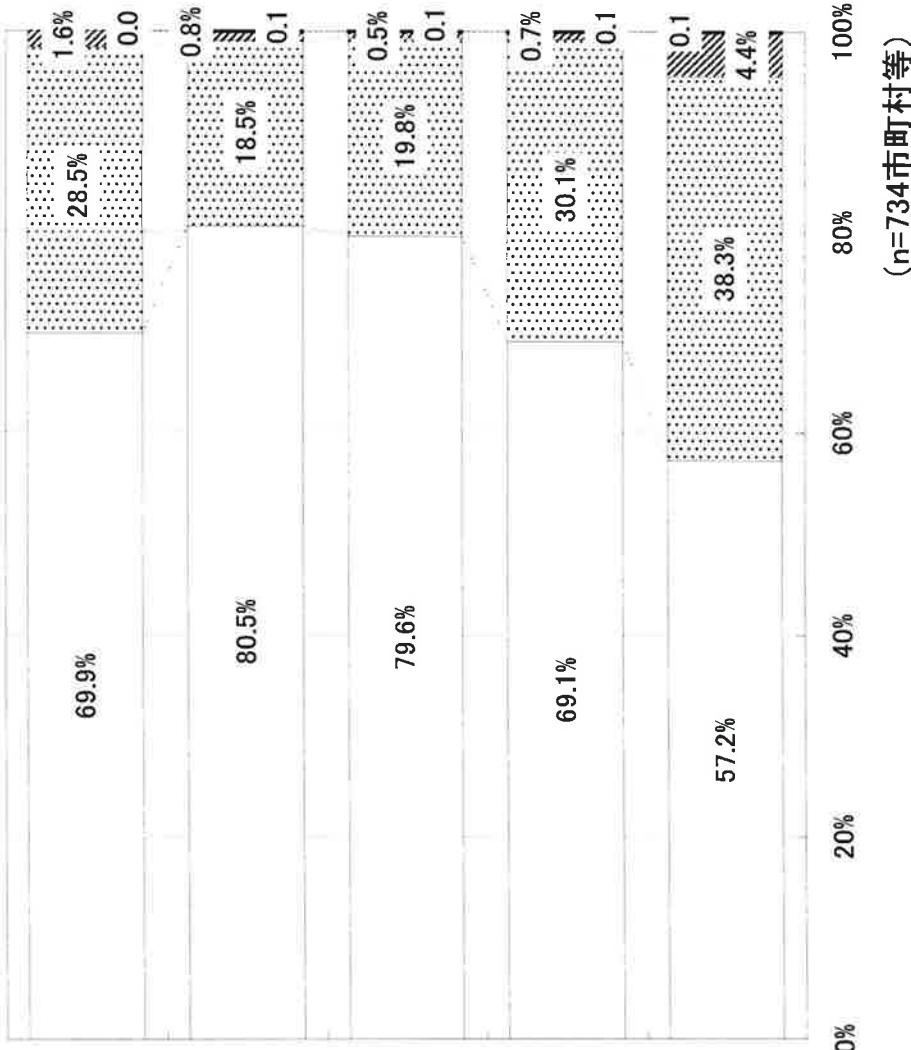
尿とりパットをもつたいなどの理由で小さく切って何回かに分けて使うことにより、衣服まで汚したり部屋の周囲まで汚染する「不潔行為」を続ける場合は、どの項目で調査すればよいか。



類似する項目又は関連する調査項目(例えば、「作話」)、④であれば「自分勝手に行動する」などの特記事項や、認知症高齢者の日常生活自立度の特記事項に、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。

認定調査員への研修における説明状況

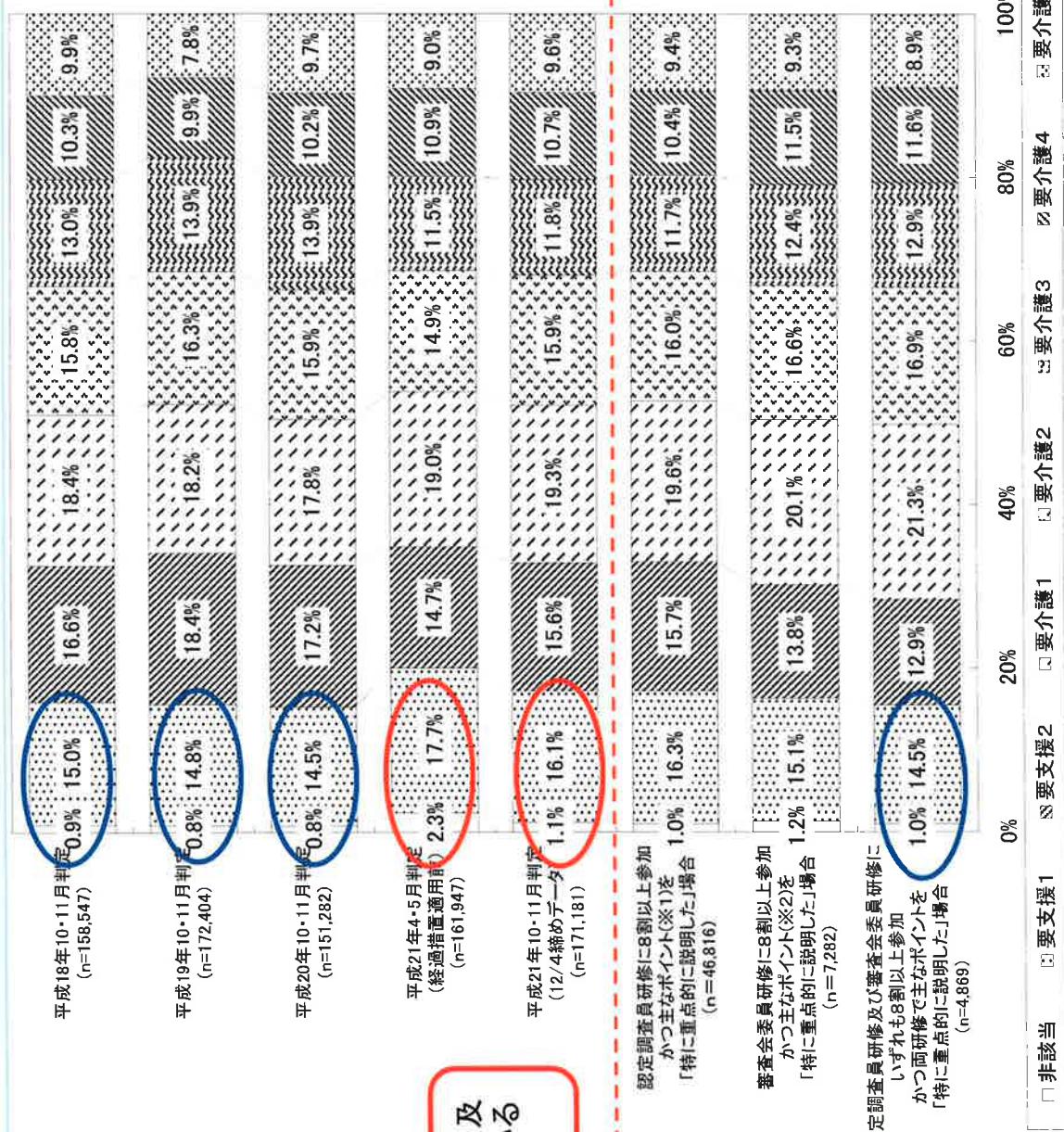
(選択4)



特に重点的に説明した 内容に関して一通りは説明した ほとんど説明していない 無回答

※ 都道府県、研修を主催した市町村等及び研修を主催しておらず都道府県主催の研修会にのみ参加した市町村等からの回答結果を集計した。なお、研修を主催しておらず都道府県主催の研修会にのみ参加した市町村等からの回答は、当該市町村等が所属している都道府県からの回答と同じ回答と集計している。

二次判定結果の要介護度区分の比較(全体) (研修実施状況調査の結果をふまえた集計)



平成21年4・5月に比べ非該当及び要支援1は大幅に減少しているが過去3年に比べ若干大きい

充実した研修を実施している自治体では、過去3年とほぼ同等

(※1) 認定調査員研修における5つのポイント全て (※2) 審査会委員研修における3つのポイント全て

特記事項に係る現状及び留意点について

現状（1）

- 軽度者に対する認定調査による選択肢の選択においては、実際の介護の手間がある場合でも、その頻度が少ない場合が多く、選択の基準に従うと、「介助されていない」「ない」又は「できる」を選択することになるが、その場合でも、特記事項に記載する情報をおこなっている。
- しかし、現状では、一次判定に反映されていない介護の手間が一定量生じているにも関わらず、特記事項に介護の手間にに関する情報が記載されないため、介護認定審査会における二次判定で考慮できなくなっている場合が多い。

「2-5排尿」の例

選択の基準

- 実際の介助で選択。
- 頻回な状況で選択。
- 手間は特記事項。

対象者の状況

- 排尿の介助はない。
- 週3回程度失禁あり。
- 掃除は家族が行う。

認定調査票



一次判定

二次判定

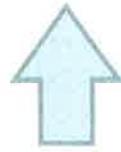
二次判定で、
介護の手間を
考慮できない

留意点（1）

- 認定調査員は、特に軽度者への認定調査に当たつては、「介助されていない」「ない」等の選択肢を選択する場合でも、実際の介護の手間が発生している場合には、特記事項に介護の手間と頻度を記載する。

【特記事項の例】

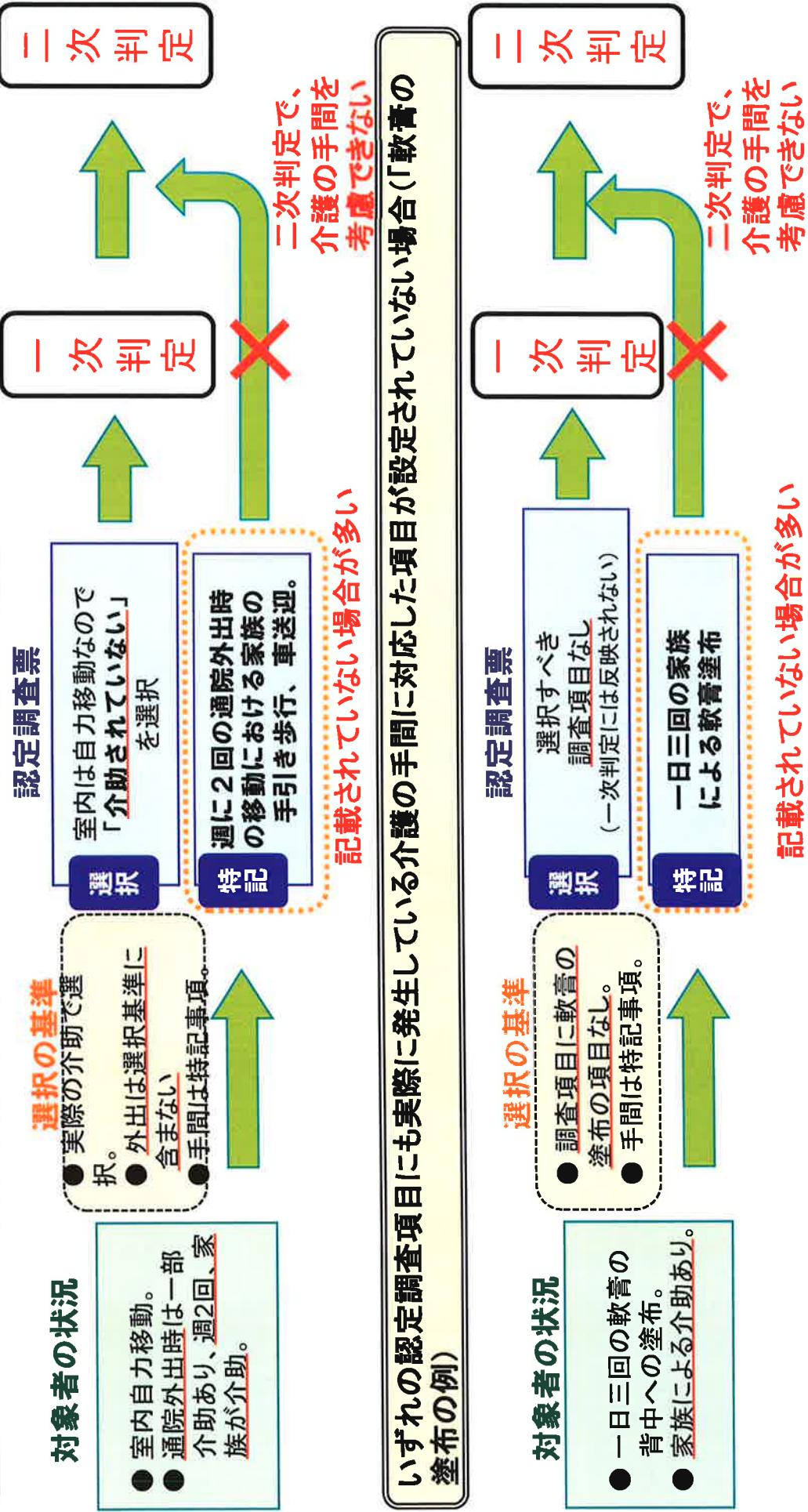
自分でトイレに行って排泄しており、通常は介助は行われていないが、週に3回ほどの頻度で、トイレに間に合わず失禁し、廊下が濡れたり、廊下の掃除は家族が行っている。以上の状況ではあるものの、より頻回な状況に基づき、「介助されていない」を選択する。



現状（2）

- 実際に調査項目の選択基準に含まれていない介護内容や、調査項目が設定されていない介護がある場合
は、その具体的な「介護の手間」と「頻度」を特記事項に記載することとなる。
- しかし現状では、一次判定に反映されない介護の手間が一定量生じているにも関わらず、選択基準に含まれていない介護の手間に關する情報について記載されないため、介護認定審査会における二次判定で考慮できなくなっている場合が多い。

選択肢の選択基準に含まれていない場合の例（「2-2移動」の例）



留意点（2）

- 認定調査員は、実際に発生している介護の手間が選択肢の選択基準に含まれていない場合は、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。

【特記事項の例】

室内では自力で移動できる。外出行為には定義に含まれないため、「介助されしていない」を選択するが、週に2回、病院に通院する際は、長距離の歩行ができるため、介護者が必ず付き添い車での送迎の上、手引き歩行している。



- 認定調査員は、いずれの認定調査項目にも当該介護の手間に対応した項目が設定されていない場合には、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。

【特記事項の例】

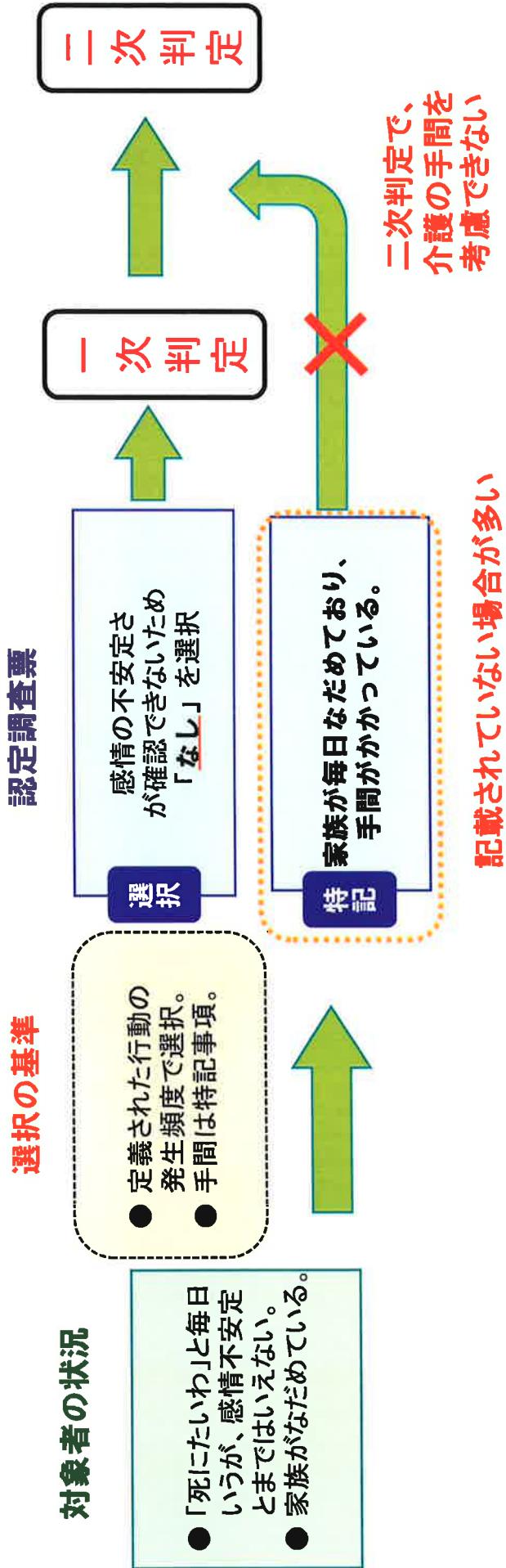
帯状疱疹の後遺症のため、一日三回、軟膏を背中に塗布する介助が行われている。
※第2群の特記事項記載欄のあわせている部分や「5-1薬の内服」「特別な医療-11じょくそうの処置」等の特記事項欄など、審査会委員の読みやすい場所に記載。



現状（3）

- 特に、要支援1などの軽度のケースで、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースでは、BPSD関連の行動に係る介護の手間が発生している可能性が高いが、こういった場合でも、認定調査員による特記事項が記載されないことが多い。
- もし、特記事項が適切に記載された場合には、要支援1から重度変更されて、要介護1となるケースが多いのではないか。

「4-3 感情不安定」の例



留意点（3）

- 特に、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目等について実際の介護の手間が発生しているかどうかにについて確認を行い、実際に介護の手間が発生している場合は、特記事項に、その手間及び頻度について記載すること。



【特記事項の例（「4-3感情不安定」の例）】

「死にたい」と毎日のように言う。感情が不安定になるほどではないため、選択は「ない」とするが、毎日のよううに家族が話をきき、本人をなだめたり、手間がかかっている。

【特記事項の例（「4-6大声を出す」の例）】

気に入らないことがあると「ばかやろう」と吐き捨てるようにいうことが週に2-3回ある。以前はそのようなことはなかったため、家族は性格が変わったようだと困惑している。家事等、本人の機嫌を損ねないようにしているが家族には負担になっている。大声でいうわけではないため「大声を出す」は「なし」とした。

【特記事項の例（「4-15話がまとまらない、会話にならない」の例）】

家族によると対象者の言動が以前と変わってきており、話していることに整合性がなくなっているように感じることもあるとのこと。「会話が成立しない」というほどではないので「話がまとまらず、会話にならない」は「なし」としたが、家族は心配で1人にならぬようにして見守っており、ほとんど外出することができるない。

【特記事項の例（「認知症高齢者の日常生活自立度の選択」の例）】

車の運転が好きで、自分で運転しようとすると、家族が危険と判断し、やめるように言っている。認知症の周辺症状としての行動ではないようにも見えるが、本人が車の運転に固執しており、家族が力ギを隠していることで、口げんかになることがあるといった状況である。他に適当な項目がなかったため、当項目に記載した。

留意点（4）

- 認定審査会は、上記のように認定調査員が記載した特記事項等を用いて、必要な場合には、一次判定結果の変更（重度変更及び軽度変更）を行うこと。
特に、一次判定で要支援1等の軽度と判定されたケースで、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目の特記事項等に着目して、一次判定の変更の必要性について検討すること。

(参考)

特記事項に係る規定等について

- 介護認定審査会の二次判定(重度変更及び軽度変更)では、特記事項及び主治医意見書から読み取れる「介護の手間」に基づき一次判定結果の変更の理由を明らかにすることとされていることから、認定調査においては、特記事項に「介護の手間」及びその「頻度」に関する情報が適切に提供されなければならない(介護認定審査会委員テキスト21ページ、認定調査員テキスト2ページ)。

- 特に、BPSD関連項目においては、実際の対応や介護の手間とは関係なく、BPSD関連の行動の有無に基づき、選択肢を選択することとなっていることから、当該項目の有無だけで介護の手間が発生しているかどうかは必ずしも判断できない。したがって、二次判定で介護の手間を適切に評価するためには、認定調査員は、介護の手間の状況や頻度等について特記事項に記載することとしている(平成21年9月30日発出事務連絡によるQ&Aの問4など)。
※ BPSD関連項目：「認知症に伴う行動・心理状態」の関連項目

- また、基準にしたがい、「介助されていない」(介助の方法の項目)、「ない」(有無の項目)、「できる」(能力の項目)等を選択する場合であっても、実際に介護の手間が発生している場合には、当該介護の手間及び頻度について、特記事項に記載することが重要である(平成21年9月30日発出事務連絡によるQ&Aの問21など)。
- さらに、実際に介護の手間が発生しているにも関わらず、「能力」、「介助の方法」、「有無(麻痺等・拘縮及びBPSD関連)」のいずれの基本調査項目にも当該介護の手間にに対応した調査項目が設定されていないために、実際の介護の手間を基本調査項目の選択肢の選択肢にによって反映することができない場合は、基本調査項目の中でもっとも類似する又は関連する調査項目の特記事項等に、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する必要がある(同上)。

(参考)

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ
何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。	新しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が頻繁に見られ、常に介護を必要とする。